

第4回教育委員会会議録

1日 時 平成29年4月21日(金) 開会：15時30分
閉会：16時40分

2場 所 周南市毛利町2丁目2番地
周南市教育委員会 2階会議室

3出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員

4説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長

出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長

5書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長

6議事日程等

日程順位	件名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第2号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第3号 周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
4	報告第4号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱について
5	報告第5号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
6	議案第15号 檜浜小学校特別教室改修工事の計画の策定について
7	議案第16号 周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について

7 委員会協議会 (1) 5月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長 　ただ今から「平成29年第4回教育委員会定例会」を開催いたします。
議事日程に従いまして、進めてまいります。
　日程第1、「会議録署名委員の指名について」指名をさせていただきます。
　本日の会議録署名委員は、片山委員さんと大野委員さんをお願いいたします。

2	報告第2号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------------

教育長 　続いて、日程第2、「報告第2号 教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題とします。

　この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 　議案書1ページ 報告第2号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」ご説明いたします。

　「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第7号の規定により、教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関することにつきまして、教育委員会の権限とされておりますが、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項の規定に基づきご報告いたします。

　議案書の2ページ、3ページをご覧いただきたいと思っております。

　教育委員会の権限に係る平成29年4月1日付人事異動でございます。

　人事異動につきましては、部長級が小野部長の転出、久行部長が昇格されております。部次長級課長級が2人、課長級6人、課長補佐級9人、幼稚園園長4人のうち退職2人、教育委員会事務局総合出張所長2人のうち退職1人、同じく次長3人、教育委員会事務局出張所長・公民館長13人のうち退職1人、指導主事6人のうち異動に伴う解任が3人、社会教育主事2人うち異動に伴う解任1人、八代幼稚園再開に伴う嘱託幼稚園長1人、嘱託公民館長8人のうち退職4人となっております。

　なお、退職、任期満了及び解任については、平成29年3月31日付となっております。以上で、報告を終わります。

教育長 　せっかくですので異動されてきた部長以下の職員の自己紹介を座ったままでお願いします。

　～部長以下、自己紹介～（省略）

教育長 　ありがとうございました。それでは、報告第2号について、何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、報告第2号を承認いたします。

3	報告第 3号 周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について
---	-----------------------------

教育長 続いて日程第3、報告第 3号「周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。

この件について、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 報告第 3号、周南市社会教育委員の解嘱及び委嘱について、ご説明いたします。

議案書は4ページから5ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。今回の解嘱及び委嘱は、中学校校長会に選出を依頼しております委員の交代によるものでございます。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間で、平成29年7月31日までとしております。以上、報告いたします。

教育長 この件について、何かご質問ございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、報告第3号を承認いたします。

4	報告第 4号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱について
---	---------------------------------

教育長 続いて日程第4、報告第 4号「周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱について」を議題といたします。

この件についても、生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長 「報告第4号 周南市大田原自然の家運営協議会委員の解嘱について」ご説明いたします。

議案書の6ページから7ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。今回の解嘱は、委員を委嘱しておりました中須中学校長の、同校休校に伴う異動によるものでございます。

なお、補欠委員につきましては、任期満了日の平成29年6月30日まで本協議会にお諮りする案件がないこと、また、本協議会の委員は15名以内となっていることから、欠員補充はしないこととし、あらためて、任期満了後、他の委員に併せて委嘱することとしております。以上、報告いたします。

教育長 本件について、何かご質問はございませんか、よろしいでしょうか。

それでは、報告第4号を承認いたします。

5	報告第 5号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
---	------------------------------------

教育長 続いて日程第5、報告第5号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、議案書の8ページ、「報告第5号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」ご報告いたします。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項によるものでございます。9ページをご覧ください。学校医につきましては、委嘱期間が1

年間となっております。今年度の配置数をそちらに掲載しております。なお、各学校の学校医につきましては、次の10ページから15ページに内容をご載せておりますのでご覧いただけたらと思います。続きまして、学校歯科医につきましては、9ページのところにありますけれども、委嘱期間は3年となっております。平成27年4月から平成30年3月末までの期間について委嘱をしております関係で、今年度は中須中学校休校に伴う解嘱でございます。項目3にあります、学校薬剤師につきましても、学校歯科医と同様、委嘱期間は3年で、平成27年4月から平成30年3月末までの期間について委嘱をしております。今回、湯野小学校及び夜市小学校の配置変更に伴う解嘱及び委嘱、並びに中須中学校休校に伴う解嘱がありました。以上で報告を終わります、よろしくお願いたします。

教育長 この件について何かご質問がございますか、よろしいでしょうか。
それでは、報告第5号を承認いたします。

6	議案第15号 榑浜小学校特別教室改修工事の計画の策定について
---	--------------------------------

教育長 続いて日程第6、議案第15号「榑浜小学校特別教室改修工事の計画の策定について」を議題とします。

この件について、教育政策課から説明をお願いします。

教育政策課長 議案書の16ページをお願いします。「議案第15号 榑浜小学校特別教室改修工事の計画の策定について」ご説明いたします。

「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第9号の規定により、1件5000万円を超える工事の計画を策定することにつきましては、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするものでございます。

議案書17ページをご覧ください。榑浜小学校管理特別教室改修工事でございます。

工事の名称は、「榑浜小学校管理特別教室棟改修工事」で、工事の内容としましては、調理室を新設し、理科室、図工室、保健室、児童クラブを改修することで、快適な教育環境を整備するものでございます。予算額につきましては、6,320万7,900円で、条件付一般競争入札により契約をいたすものでございます。

それでは、本日お配りさせていただきました資料をご覧ください。現在、榑浜小学校には調理室がございません。隣接する榑浜コミュニティセンターの調理室を利用しておる状況でございます。

資料の一番下をご覧ください。教室配置図を表記させていただいております。図面左が、改修前の現在の状況でございます。右側に改修後を表記しております。1階につきましては、現在の児童クラブ室・保健室が保健室・調理室に、2階の理科室・理科準備室が児童クラブ用の2部屋となり、3階の会議室・図工室が図工室と理科室への改修となり、平成30年2月末完成予定で進めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長 総事業費を見ていただきますと、8,890万円です。先ほど教育政策課長から、6,320万8千円とご説明いたしましたけれども、実は児童クラブについては、次世代支援課の所管になりますので、事業費をご覧いただいたとおり、2,569万2千円については、改修の面積按分で次世代支援課の方で予算がつくということで、総事業費は、8,890万円ということでございます。この件につきまして、何かご質問がございますか。

- 大野委員 会議室が結局無くなるということになると思うのですが、他に会議ができるようになる場所というのがあるのでしょうか。
- 教育部長 今回整備する会議室でございますが、3階の階段を上ったところの会議室でございます。こちらですが、会議専用というより、視聴覚あるいは、コンピューターの部屋というような多目的で使われていた部屋でございます。この会議室を今度は図工室という形にいたしますが、図工に使わない時間は会議室という形の併用・多目的の教室という位置づけにいたしたいと思っています。教室の位置付けとしては図工室ですが、図工の時間以外は会議室の機能をもっているということで校長等のご了解をいただいたものでございます。
- 大野委員 併用で使われるということですね。わかりました、ありがとうございます。
- 池永委員 児童クラブが2階に上がったというのが少し気になりました。富田東小校長の時に、児童クラブの人数が増えたので教室を提供したことがあります。その結果、子供たちが放課後に校舎内に入ってくるということがありました。特に2階だと気になるのは、やはり勝手に教室内のものを移動したり、盗難関係が気になります。以前の例では、渡り廊下を飛び越えて下に転落したとか、ベランダから転落したなど、こちらではなかったですが、そういった事故とかの話も聞きます。だから、2階というのは非常に気になる面はあるし、対策をしっかりとっていただければクリアできるかなと思うのですが。それが気になったことです。
- 教育長 今の件について事務局から説明をお願いします。
- 教育部長 それでは、現状の方でございますけれど、非常に小さい図面で申し訳ございません。先ほど次長がご説明しましたとおり、一階の一番隅この箇所が児童クラブという形になっております。一階の廊下の突き当たりの部分に少し、間仕切りのようなものが見えると思えますが、階段下の一か所の通路のみを開放するというで機械警備もかけないということで、こちらの方から児童クラブの出入りをしていただくという形で現在は運用いたしております。なお、隣接しますコミュニティセンターの方にもう一つの児童クラブがございますので、2つのクラブが今までは分離して行っていました。要するに余裕教室は無かったという状況にあります。コミュニティセンターに調理室もあったのですが、非常に老朽化しているということで、教室の中に入れようということで、今回は大きな工事になったわけです。今、委員からいただきましたご意見ですけれども、まずは学校運営上、しっかり管理区分を設けて、学校運営と児童クラブの運営で、双方で影響しあうことが無いように、2階の外階段を用いて出入りができるということ、児童クラブを現在の理科室と理科準備室のところに配置をするという形にいたしました。そのすぐ横がトイレになりますが、トイレは児童クラブと共用をいたしたいと考えておりますが、防火壁を兼ねた境界を廊下に入れるという形で管理区分を明確に分けていきたいということの事業計画にしております。また、転落防止等に関しましても、現在も対応済みではございますが、こういう窓枠のところ、子供たちが乗り越えられない、誤って落ちない転落防止バー等もしっかり設置していく形の事業計画にいたしております。児童クラブの2部屋に関しましては、学校のセキュリティ上とは機械警備も含めて分離をして学校運営にあたっていただくという形で計画いたしております。
- 教育長 ただ今のことも含めて、これまで校長とも何度も協議を重ねてこれが一番だろうということでご了解をいただきました。その他、ご質問ありますか。
- 池永委員 もう一ついいですか。調理室は、特に、校舎が古い関係で、調理室が無いような学校がまだあるのではないかと思います。ですから、調理の時には理科室を使うとかですね、これは非常に問題があると思います。学校によってはそういうところが残っているので、できるだ

け早めに今の件については解消ができればよいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

教育部長 実態として、理科室共用の学校、あるいは近くの公民館に出かけている学校、数の方ははっきりもっていませんが数校ございます。理科室共用等に関しましては、薬品を扱うところでもありますので、早急な対応が必要だろうと思っております。事業計画、あるいは財政承認、予算的な裏付け等、しっかりと努力してまいりたいと思います。

教育長 その他に質問がございますか。よろしいでしょうか。
それでは、議案第15号を決定いたします。

7	議案第16号 周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
---	-------------------------------------

教育長 続いて日程第6、議案第16号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」を議題とします。

この件について、学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長 それでは議案書の18ページ、議案第16号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定」について説明いたします。提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号」によるものでございます。周南市学校教育法施行細則には、学校教育法、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則に関して、必要な事項が定めてございます。それでは、この度の改正について、新旧対照表をもとに、説明させていただきます。

議案書23ページをお開きください。23ページの様式第2号の変更、それから24、25ページの様式第3号の変更につきましては、どちらの様式も現在、システムにおいて打ち出しを行っておりますが、システムで打ち出される様式と、学校教育法施行細則に定めております様式に、一部齟齬がございましたので、システムの様式に合わせて様式の変更を行うものです。26ページ、様式第9号につきましては、「子女」と表記されていたものを、「子」に変更したものでございます。27ページ、様式第14号につきましては、児童生徒の死亡報告ですが、死亡年月日を追加させていただいたことと、職員の死亡については山口県教育委員会に同様の報告をすることがありまして、その県教委の報告につきましては、学校から市教委を経由して県教委に届けることになっておりますので、市教委に対する報告の一部を省略するものです。28ページ、様式第15号につきましても、山口県教育委員会に同様の報告をする様式が別に定められておりますことから、学校に2種類の様式を依頼するのではなく、事務の軽減という視点からも県の様式にそろえたものでございます。22ページに戻っていただきまして、以上説明してまいりましたが、様式変更に伴い第6条の条文を、様式の内容に合わせて変更を行っております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 この件について何かご質問がございましたらよろしくお願いたします。

大野委員 24・25ページのところで、様式第3号の就学通知書のことなのですが、改正案では「保護者の氏名」が消えております。世帯主ということになると、場合によっては世帯分離をしていないとおじちゃん・おばあちゃんの名義で就学通知書が届くと思うのですが、そうした場合に保護者の名義が記載されてなくていいのかなと少し気になったのですが。

学校教育課長 これが先ほど申しましたように、システムの方で出力されている関係がありまして、様式としてはこのようにならざるをえないということがございます。ただ、住民票の異動をした

場合には、おおむね保護者が住民票の異動を行いますので、その時に、就学通知書が保護者の手に渡って、学校への手続きということになるので、おおむね大丈夫かと考えているところでございます。

池永委員 23ページの入学通知書ですが、保護者のところに米印がついてますが、これは何か意味があるのか教えていただければと思います。

学校教育課長 すみませんが確認してお答えします。

教育長 確認して報告をお願いします。先ほど保護者のことで、これも重要なご意見だったと思うのですが、父母ではなく祖父母が保護者になっているという場合もあろうと思いますので、ほぼ大丈夫ということではなくて、必ずその保護者の元にこの書類が渡るという点について、もう一度しっかりと根拠を整理してもらおうとありがたいと思いますのでよろしく願います。

池永委員 28ページの傷害等発生報告書ですが、元の様式は、「集団的 disease」が括弧書きで書かれていますが、改正後の様式はこの部分が消えています。この「集団的 disease」はおそらく食中毒関係かなと考えます。食中毒があった場合は、報告をいれるのでしょうか。

学校教育課長 学校では様々な事案が発生いたしますので、その中で起こったものにつきましては、基本的には全てこちらの様式で報告してもらうことになっております。

教育長 改正案の様式については県の様式で、かつて私が作った様式でありまして、当時の管轄が生徒指導のセクションのところでこれを作ったということがありまして、「集団的 disease」の部分については隣の課で担当しているという縦割りの、ご指摘のとおりまづいところが出ていたわけですが、今課長が申し上げましたとおり、そういったことについても、事故報告ということで学校からあがってまいりますのでしっかりとその点も踏まえて取り扱っていきたいと思います。

片山委員 先ほどシステムとの相違があるから、これに変更したということで説明があったと思うのですが、そもそもシステムというのは周南市がそれを作っているシステムなのか、県がそういう統一的に作っているシステムでこれと相違があるからこのようにあわせたのか、その辺はどうなんでしょうか。

学校教育課長 これは周南市のシステムで打ち出しをしております。したがって、その時に、おそらく細則と照らし合わせながらということがなかったのではないかと考えています。

片山委員 要するに、そうするとシステムの方にあわせるということでしょうか。

学校教育課長 そうですね、それで現在、対応しております。

片山委員 そうすれば、もし次にシステムが変われば、その方へ変わるのですか。

学校教育課長 もし変わる時は、今の状況をきちんと整理した上でどちらに合わせるか検討するという形になろうかと認識しております。

教育長 入力、出力がシステムに合わせて行われるとこのような形が出てくるわけですが、それが元の形であれば手書きで書き直さなければならないということも出てきますので、そういった無駄を省いていこうということも一つあってこのような対応となったと。システムの改修が行われた時点で、本来ならばこの改正がなされなければならない点もありますので、そのあたりは今後しっかりと踏まえて対応していきたいと考えております。

その他ご質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第16号を決定します。

他にはございませんか。よろしいでしょうか。

以上で、平成29年第4回教育委員会を終了します。

署名委員

片山 研治 委員 _____

大野 泰生 委員 _____